

滋賀県契約の在り方検討懇話会設置要綱

(設置)

第 1 条 本県の契約の在り方を整理し、目指す契約の在り方に向けて着実に取り組み、実効性を担保していくための具体的な方策を検討するに当たり、有識者から意見等を聴取するため、滋賀県契約の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県が行う契約の在り方の整理についての意見・助言
- (2) 本県が検討する目指す契約の在り方に向けて着実に取り組み、実効性を担保するための具体的な方策についての意見・助言
- (3) その他、県の契約の在り方の検討に当たり必要と認められること。

(組織)

第 3 条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置く。座長は委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 懇話会に副座長を置く。副座長は座長が指名する。
- 5 副座長は、座長に事故のあるとき、または欠けたときに、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、必要な場合は延長することができる。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、会計管理局長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、会計管理局長が必要と認めた議題については、非公開とすることができる。
- 3 会計管理局長が必要と認めるときは、庁内外の関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第 6 条 懇話会の運営に必要な事務は、会計管理局管理課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会計管理局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）8 月 21 日から施行し、令和 3 年 3 月 31 日（第 4 条ただし書きにより委員の任期を延長したときは、延長された任期の末日）をもって、その効力を失う。

別表

石井 太	湖北工業株式会社代表取締役社長 (一社) 滋賀経済産業協会副会長
高坂 雄三	(一社) 滋賀県建設業協会専務理事
辻 博子	(一社) 滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長
土山 希美枝	龍谷大学政策学部教授
中田 英里	公認会計士
仁尾 和彦	全日本自治団体労働組合滋賀県本部執行委員長
廣川 能嗣	滋賀県立大学学長

(50音順)